

目次

1. 緊急避難の優先株増資	P 1
2. 優先株から公的資金へのバトンタッチ	P 3
3. 劣後債による自己資本比率	P 5
4. 繰延税金資産と未認識数理差異	P 8
5. 北都銀行の自己資本の真実	P 10

1. 緊急避難の優先株増資

金融機能強化法に基づく100億円の公的資金の投入は、規模が中途半端で、かつ、資金コストが高すぎ、これでは北都銀行の財務体質の改善にはおよそ効果が期待できない。そんな意味のない公的資金の投入を申請したのは、北都銀行にはそれでもそうせざるを得ない切羽詰った事情があったからであろう。この事情を解析する鍵は、北都銀行が平成20年9月26日に行った第三者割当増資にある。

平成20年3月期決算で5期ぶりの連結当期純損失の計上に追い込まれた北都銀行は、平成20年8月8日、荘内銀行との「経営統合を視野に入れた資本提携に関する最終協定書」を締結し、この協定に基づき、同年9月26日、荘内銀行に対して総額99億6854万円の第三者割当増資を行った。この増資は、いずれもA種優先株を一株74円で荘内銀行に割り当てるというもので、直接引受分が107,768,000株、新株予約権の行使による引受が26,942,000株であった。

株式発行形態	発行株数	単価	発行総額	資本金	資本準備金
	千株	円	千円	千円	千円
優先株引受	107,768	74	7,974,832	3,987,416	3,987,416
新株予約権行使	26,942	74	1,993,708	996,854	996,854
合計	134,710		9,968,540	4,984,270	4,984,270

99億円の第三者割当増資といえば、この銀行が平成12年9月に行った104億円の第三者割当とほぼ同規模の資本増強である。平成12年の増資が普通株であったのに対して平成20年増資は優先株で、その発行価格は、平成12年増資の一株156円に対して74円と、優先株にもかかわらず株価は半値以下になっている。

ここで両時期の増資をそのタイプ別に分類すれば、平成12年増資が取引先2442社に対する救済強要型増資であり、一方、平成20年増資は荘内銀行に対する救済懇願型増資の色彩が濃い。したがって、荘内銀行に対する新株は北都銀行に圧倒的に不利な条件で発行されている。優先配当率が一株当たり年間5円55銭とされているのである。発行価格74円に対する配当利回りはなんと7.5%にもなる。

この優先配当は非累積条項が付されているので、未払の優先配当が次年度に累積する事は無いものの、現金対価の取得条項として、

「発行から5年を経過した後、払込金額にA種経過未払配当相当額を加えた金額によって、北都銀行はA種優先株式の全て又は一部を取得することができる。」

旨の規定が付されている。北都銀行は、優先株の消却を行うためには、結局優先配当を累積的に支払わなくてはならない。

という事は、北都銀行が配当をする場合、一般の普通株配当に先立って、優先株式1億3471万株に対して一株当たり5円55銭、総額7億4764万円の優先配当を支払わなくてはならないことになる。 $(1億3471万株 \times @5円55銭 = 7億4764万円)$ ここで北都銀行の発行済普通株式数は1億4804万株なので、普通株式に対し一株当たり配当5円を実施するためには7億4024万円の配当原資がいる。 $(1億4804万株 \times @5円 = 7億4024万円)$ すなわち、北都銀行は少なくとも14億8788万円 $(7億4764万円 + 7億4024万円 = 14億8788万円)$ の税引後利益が出ない限り、普通株式の5円配当を行うことができないのである。北都銀行は過去5年間、15億円以上の利益を上げた事が一度も無い。

しかもこの優先株は発行後5年間は買戻償却を行なうことができない。さらに5年後に買戻すときには、それ以前の未払優先配当が取得価額に加算されてしまう。平成20年9月に99億円で発行した優先株の5年後の買戻し価格は、なんと137億円にもなってしまう。 $(99億6854万円 + 7億4764万円 \times 5年 = 137億674万円)$

前編において指摘したように、北都銀行は、平成12年9月の取引先割当増資後、一貫して預金残高を減少させ続けてきた。この銀行の当期純損益は、不良債権処理費用をどれだけ計上するかによって赤字か黒字かが決定されるという、まことに情けない構造に陥っていた。その中でこの銀行は、平成14年3月期と平成15年3月期に100億円近い大幅な不良債権処理費を計上し、一期措いた平成17年3月期にも、再度100億円規模の不良債権処理費を計上した。こうして不良債権の抜本的処理をしたつもりになっていたにもかかわらず、この銀行の不良債権は平成18年3月期以降も止まらない。そして気がつい

てみれば、預金が流出して銀行としての基礎収益力自体がなくなり、ついに赤字決算を余儀なくされてしまった。これでは遠からず銀行の自己資本規制に抵触してしまう。この銀行の平成20年3月期決算当時の状況はこんなところではなかったか？

北都銀行とすれば、なんとしても自己資本増強のための増資をしたいところであるが、取引先2442社には平成12年の増資で思いっきりババをかけているので、とてもではないけれど再度の増資など頼めない。そこで同病相憐れむ近隣の荘内銀行にすがりついたのであろうが、荘内銀行とて人の銀行を救済するほど余裕があるわけではない。荘内銀行は、切羽詰った北都銀行の弱みに付け込んで、利回り7.5%の優先株を飲ませてしまった。これであれば北都銀行は名目上自己資本比率を維持できるし、荘内銀行も、7.5%の高利回りを確保することができる。

北都銀行の平成21年3月期の資金運用利回りは1.77%である。この銀行は、配当率7.5%の優先株を荘内銀行に出すだけで、毎年5億7千万円強の損が出る。(99億6854万円×(7.5%−1.77%)=5億7119万円) 高利の金を借りて低利融資をやるのだから、これでは銀行経営は成り立たない。平成20年3月期当時の北都銀行には、こんなあくどい資金提供を受けるしか選択の道はなかったのである。北都銀行は、この優先株は緊急避難的なもので、自己資本比率の目途さえ付けは、早急に優先株の消却を行わなければならないと強く思ったはずである。

北都銀行と荘内銀行の持株会社フィデアホールディングスが設立されたのは平成21年10月のことであり、翌11月13日に、北都銀行は、平成21年9月中間期の決算発表を行っている。北都銀行は、この中間決算で7億7700万円の経常利益を計上したのであるが、その際、斉藤頭取は、

「グループとしての相乗効果が現れた」

などと不可思議なことを強調しながらも、

「資本増強策も引き続き検討している」

と述べている。荘内銀行による資本増強が9月に終わったばかりなのである。このとき既に、平成22年3月の公的資金投入は決まっていたと考えるべきであろう。

2. 優先株から公的資金へのバトンタッチ

平成20年9月に北都銀行が発行した99億円の優先株は、荘内銀行がこれを全額引受け、北都銀行と荘内銀行は翌平成21年10月にフィデアホールディングスとして経営統合を行った。こうして北都銀行は平成21年3月期の自己資本規制を回避することができたが、その後増資銀行(北都銀行)と引受銀行(荘内銀行)が経営統合したというのであるから、

例の99億円は、同一連結グループ内の右のポケット（荘内銀行）から左のポケット（北都銀行）へ99億円の金に移っただけのことであり、連結決算上何の意味もなくなってしまふ。経営統合後のフィデアは、だから、どうしても外部から100億円程度のニューマネーを北都銀行に入れる必要があるが、それはもはや公的資金以外にはありえない。平成22年3月の公的資金の投入は、荘内銀行引受優先株の肩代わりに過ぎないのである。

成20年9月から平成22年3月までの僅か1年半の間に、99億円の優先株増資から、フィデアの経営統合を経て、100億円の公的資金の投入まで、北都銀行の資本移動が一気呵成に行われた。目まぐるしく変動した北都銀行の資本を開示資料で検証すると、次のとおりである。

北都銀行 (千株)

株式	H20年3月	増加	減少	H21年3月
<u>発行済株式</u>				
普通株式	148,464	0	415	148,048
A種優先株式	0	134,710	0	134,710
自己株式	-366	-58	-420	-4
新株予約権	0	26,942	26,942	0
合計	148,098	161,594	26,937	282,754

フィデアH (千株)

株式	H21年3月	増加	減少	H22年3月
<u>発行済株式</u>				
普通株式	122,866	22,144	1,545	143,464
A種優先株式	0	20,206	0	20,206
B種優先株式	0	25,000	0	25,000
<u>自己株式</u>				
普通株式	-1,522	-371	-1,874	-18
A種優先株式	0	-20,206	0	-20,206
合計	121,344	46,773	-329	168,446

北都銀行の平成20年3月期末の発行済株式は、普通株式のみで148,464千株であったところ、平成20年9月、107,768千株のA種優先株と26,942千株の新株予約権が荘内銀行宛に発行された。新株予約権は荘内銀行によって直ちに行使され、同数のA種優先株が発行されたので、結局このときのA種優先株の発行は134,710株となり（107,768千株+26,942千株=134,710株）、新株予約権26,

942千株は全数消滅している。このようにして北都銀行は、平成21年3月期の最後の単独決算を終了し、翌平成22年3月期は、フィデアホールディングの子会社としての決算となる。

さて平成21年10月1日にフィデアホールディングスが設立されたが、設立の母体となったのは荘内銀行であるため、平成21年3月期末にも新生フィデアホールディングスの発行済株式は荘内銀行として存在する。北都銀行はそのフィデアに株式移転をした。フィデア新株への移転比率は、荘内銀行株が1対1、北都銀行株は1対0.15株であった。ここで荘内銀行は東京証券取引所市場第一部の上場会社であり、北都銀行は非上場であったが、統合後のフィデアが荘内銀行の上場を引継ぎ、この結果、荘内銀行の上場は廃止されている。北都銀行は思わぬ形で念願の上場を果たしたことになるが、まるで破産会社の如き株式移転比率0.15を勘案すると、その実態は、上場会社の85%減資に等しい。

フィデアの平成22年3月期の資本移動表では、旧荘内銀行の平成21年3月期末の発行済株式数が継承されている。平成21年10月1日、ここに旧北都銀行株が加わったと考えるのである。そこで平成22年3月期の増加を見ると、まず普通株式が22,144株増加しているのは、旧北都銀行の普通株残高148,048株に株式移転比率0.15を乗じたフィデア新普通株が発行されたからである。 $(148,048株 \times 0.15 = 22,144株)$ 次に北都銀行が発行したA種優先株であるが、これまたフィデア株への移転比率は0.15なので、北都銀行時代のA種優先株発行数134,710株は自動的にフィデアの20,206株となる。 $(134,710株 \times 0.15 = 20,206株)$ このA種優先株は北都銀行の資本に計上されると共に、荘内銀行が投資勘定で所有しているので、連結フィデアとすれば、資本の部に20,206株、自己株式として同数の20,206株が加算減算で計上されることになる。そして平成22年3月に投入された公的資金がB種優先株である。B種優先株は一株の払込価格400円で25百万株発行され、総額100億円であった。

このようにして荘内銀行に割り当てられた99億円のA種優先株は、公的資金によるB種優先株100億円に転嫁し、この結果、北都銀行の99億円の資金コストは、7.5%の異常な超高コストから1.6%の並の高コストへと、大幅に削減されることになった。

3. 劣後債による自己資本比率

北都銀行の平成20年3月期以降の行動原理は全て自己資本規制の回避に尽きている。そこで北都銀行の開示する平成20年3月期並びに平成21年3月期末の連結自己資本比率を示すと次の通りである。

(百万円)

項目	H20年3月	H21年3月
基本的項目		
普通株式資本金	12,669	12,669
非累積的永久優先株資本金	0	4,984
資本剰余金	8,135	13,039
利益剰余金	7,509	-10,562
自己株式	-73	0
社外流出予定額	-10	-10
その他有価証券評価差額	-12,792	0
連結子会社等の少数株主持分	1,066	942
のれん相当額	-14	0
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-769	-664
繰延税金資産の控除金額	0	0
計(A)	15,719	20,396
補完的項目		
土地の再評価差額の45%相当額	1,903	1,858
一般貸倒引当金	5,246	4,021
負債性資本調達手段等	12,000	12,000
計	19,150	17,879
うち自己資本への算入額(B)	12,661	14,660
控除項目(C)	0	0
自己資本額(A+B-C=D)	28,381	35,057
リスク・アセット等		
資産(オンバランス)項目	404,183	362,597
オフ・バランス取引等項目	17,397	14,801
信用リスク・アセットの額	421,581	377,399
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	42,171	39,250
計(H)	463,753	416,649
連結自己資本比率(国内基準)=D/H	6. 11%	8. 41%
Tier 1 比率=A/H	3. 38%	4. 89%

銀行の自己資本にはB I S（国際決済機関）規制があり、国際業務を行なう銀行の自己資本比率は8%、国内業務に特化した銀行でも自己資本比率4%を維持することが求められ

ている。リーマンショック後の主要国の金融当局は金融機関の自己資本規制に動き始めている。BIS規制上の自己資本は、資本金や法定準備金などの中核的項目（Tier 1）と劣後債や有価証券の含み益などによる補完的項目（Tier 2）から構成されているが、米金融当局は補完的項目を排除した「コア Tier 1」を重視する姿勢を示している。北都銀行は国内業務銀行であるため、国内基準での自己資本比率4%以上を維持していれば当面は良いものの、遠からず不可避の規制強化にあわせて、Tier 1比率でも4%を達成しておかなくてはいけない。

そこで北都銀行の自己資本比率を見ると、国内基準での連結自己資本比率は、平成20年3月期が6.11%、平成21年3月期が8.41%と、共に4%基準を上回っているものの、Tier 1比率の方は、平成20年3月期が3.38%、平成21年3月期が4.89%と、微妙な数値を前後している。

北都銀行の連結自己資本比率が Tier 1比率を大きく上回っているのは、補完的項目（Tier 2）に「負債性資本調達手段等」120億円が計上されているからであり、この中身は、平成17年8月23日に発行された120億円の劣後特約付無担保社債である。この劣後債の利率は、発行後5年間は2.61%の固定金利とされているが、5年目以降は6ヶ月LIBOR+3.4%の変動金利に跳ね上がる。ちなみに現在（5月20日）の6ヶ月LIBORは0.4525%である。既に平成17年当時、北都銀行はこんな高利の劣後債に手を出さざるを得ないほど自己資本に四苦八苦していたのである。

北都銀行は、平成17年8月23日に劣後債を発行し、この結果その後の決算期の自己資本比率は何とか体面を保てたものの、反面、2.61%の高金利はこの銀行の収益力をさらに蝕んでいった。劣後債の金利負担だけで年間3億1320万円にもなる。（120億円×2.61%=3億1320万円）しかも、発行5年後の平成22年8月23日以降、この金利はさらに3.8525%（3.4%+LIBOR0.4525%=3.8525%）にまで上昇する。本年8月23日、北都銀行はなんとしてもこの劣後債を償還しなければならない。

北都銀行の国内基準連結自己資本比率なるものは、収益力と引き換えに発行した高利劣後債120億円で上げ底された偽装値に過ぎず、この銀行の適正な自己資本比率を反映していない。だいたい国際基準ではこのような劣後債の資本性自体が認められない。いずれにしても北都銀行の自己資本比率は Tier 1比率で判断するしかないことになるが、その Tier 1比率が平成20年3月期に4%を下回ってしまった。北都銀行の経営陣は、もはや銀行存続のためには「どんなことでもしなければならぬ」と思っただろうし、そしてその結果やった「どんなことでも」が、荘内銀行との間の優先株発行を伴う経営統合であり、

本年3月の公的資金投入であり、さらには平成21年3月期以降の不可解な経理操作と考えるべきであろう。

4. 繰延税金資産と未認識数理差異

苦しかった平成20年3月期決算が終了し、同年5月15日、北都銀行は荘内銀行との経営統合を発表した。8月8日には、「経営統合を視野に入れた資本提携に関する最終協定書」も締結された。そして9月26日に99億円の優先株が荘内銀行に発行される手筈になっていたところ、なんとその9月15日に、リーマンショックが起きてしまった。リーマンショックを受けた平成21年3月期決算では、北都銀行は181億円の連結当期純損失の計上を余儀なくされ、もはやまともなことでは自己資本比率を維持できるはずもない。北都銀行の公表する平成21年3月期の自己資本比率は、このような事情の下で作成されているのであり、そこには次のようなカラクリがある。

第一に、北都銀行の平成21年3月期の連結貸借対照表には110億円の繰延税金資産が計上されている。繰延税金資産とは将来の期間に対応する前払税金であり、前払税金は将来の課税所得から減算されることにより回収される。すなわち、将来の課税所得の発生が確実でない限り、前払税金の回収可能性は疑問視される。企業会計原則上、繰延税金資産は、将来の十分な課税所得がない限りこれを計上することができない。

監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」によれば、期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社は、翌期に見込まれる課税所得の範囲内しか繰延税金資産の計上認められない。北都銀行の平成21年3月期末の連結欠損金は105億円であり、したがって北都銀行が平成21年3月期末において「重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社」に該当する事は疑いがない。さて、結果的に北都銀行が平成22年3月期に計上した税引前当期利益（単体）は18億円弱で、これに実効税率42%を乗じると7億円に過ぎない。企業会計原則に従った適正な決算を行う限り、北都銀行は平成21年3月期において7億円を越える税効果資産を計上することができない。

北都銀行が企業会計原則に違反して計上した税効果資産は110億円で、その明細は次の通りとなっている。当然にこの金額は自己資本比率の計算上も減算しておかなくてはならない。

(百万円)

税効果会計	H21年3月
繰延税金資産:	
貸倒引当金	7,382
税務上の繰越欠損金	4,482
投資損失引当金	3,813
その他有価証券評価差額金	3,044
有価証券償却	2,264
退職給付引当金	1,689
減価償却	1,391
その他	782
繰延税金資産小計	24,850
評価性引当金	-13,787
繰延税金資産合計	11,062
繰延税金負債	-20
繰延税金資産純額	11,042

次に、北都銀行の平成21年3月期の自己資本比率計算では、退職給付債務における簿外の数理差異2.6億円が控除されていない。北都銀行の平成21年3月期にかかる退職給付債務計算は次の通りとなっている。

(百万円)

退職給付計算	H21年3月
退職給付債務	-9,290
年金資産	7,783
未積立退職給付債務	-1,507
未認識数理差異	2,644
連結貸借対照表計上純額	1,137
前払年金費用	1,235
退職給付引当金	-97

平成21年3月期末の従業員に対する退職給付債務は9.3億円であり、北都銀行はその支払いに備えて年金資産を積み立てていたところ、リーマンショックで年金資産が7.8億円に目減りし、退職給付に1.5億円の積立不足を起こしてしまった。ならば未積立の退職給付債務1.5億円を引当計上すれば良いものの、北都銀行はそうしない。リーマンショック

による年金資産の大幅下落は予測されていなかったのだから、積立不足は年金数理計算上の数理差異となり、その数理差異を計算すると26億円になったので、数理差異を考慮すると15億円の積立不足どころか、反対に12億円の積立超過だというのである。この人たちは頭がおかしいのではないか？

現行企業会計原則上、未認識の数理差異は簿外とすることができる。そこで北都銀行は、簿外で26億円の数理差異を捻り出しては11億円の積立超過を演出し、12億円の前払年金資産を資産計上すると共に、退職給付引当金には1億円だけを計上した。この結果、北都銀行の平成21年3月期の退職給付債務計算は、12億円の前払年金費用と26億円の簿外数理差異が両建となり、両者が相殺されることにより、差額としての小額退職給付引当金が計上されるという仕組みになっている。ところで、企業会計原則上、資産と簿外債務の相殺は認められない。北都銀行は、平成21年3月期に12億円の前払年金費用の資産計上を行った以上、26億円の数理差異もまた負債計上しておくべきなのである。少なくともこんなものが、銀行の自己資本比率の計算上、未計上であってよいはずがない。

5. 北都銀行の自己資本の真実

平成21年3月期決算は、リーマンショックを受けてどこの銀行にとっても辛い決算で、大手都市銀行でも未認識の数理差異を簿外にしながらか前払年金費用の資産計上をやっているし、将来の課税所得の裏付けのない税効果資産を計上している銀行も散見される。しかし、変動利付国債の評価損を未計上にする銀行など、早々減多なことであってはたまらない。

前編において指摘したように、北都銀行は、平成21年3月期決算において、天下の変動利付国債相場がリーマンショックの混乱のため適正な時価とはみなせないなどと強弁して、評価損の計上を見送ったのである。こんなことをすればリーマンショックの収まる平成22年3月期決算はいったいどうするつもりかと思っていたら、この銀行が5月14日に公表した決算短針を見て腰を抜かした。平成22年3月期決算でも変動利付国債の評価損を計上していないのである。決算短針における北都銀行の弁明は次の通りである。

変動利付国債については、昨今の市場環境の踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額を連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,720百万円増加、「繰延税金資産」は1,543百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,177百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ

ユ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラテリティが主な価格決定変数であります。”

前編において論証したように、日本の国債市場は常に十分な流動性に裏付けられており、たとえリーマンショック直後の混乱期といえども、その市場価格が金融商品会計基準上の時価とみなせないなどということはありません。しかも平成22年3月期末といえば、既にリーマンショック後1年半の年月が流れている。日経平均株価は1万1千円台まで回復し、外国為替は1ドル＝91円の円高水準にあったのである。このような金融市場において正常に取引されている変動利付国債の市場価格が、「引続き市場価格を時価とみなせない状況にあると判断」するということは、この銀行の決算が企業会計原則に準拠していないことを自白しているに等しい。

北都銀行による変動利付国債の評価損未計上は、平成21年3月期の「有価証券」と「その他有価証券差額金」を41億円嵩上げしている。プラスの「その他有価証券差額金」は自己資本比率を上昇させる。さて1年後の平成22年3月期末においても北都銀行は変動利付国債の評価損を計上せず、この結果、平成22年3月期末の「有価証券」は47億円、「その他有価証券差額金」は32億円嵩上げされた。差額の15億円は税効果資産を未計上にしたのである。北都銀行の両事業年度末の未計上評価損の額はほぼ変わらない。事実は、平成21年3月期末と平成22年3月期末において、変動利付国債は安定的な市場価格を示していたことになるのではないか。したがって、これを時価とみなせないなどと強弁する北都銀行の会計処理は、企業会計原則に違反している。

将来の課税所得に裏付けられていない繰延税金の資産計上、前払年金費用の資産計上による未認識数理差異の簿外処理、変動利付国債の市場価格下落に伴う評価損の未計上。北都銀行の平成21年3月期以降に行なわれているこれらの会計処理は、自己資本の偽装を目的として行われた不適正処理であり、これを修正して北都銀行の適正な平成21年3月期末の連結純資産を求めると次の通りとなる。

(百万円)

純資産計算	H21年3月
資本金	17,653
資本剰余金	13,039
利益剰余金	-10,562
自己株式	0
株主資本合計	20,129
その他の有価証券評価差額	-7,536

土地再評価差額	2,283
評価換算差額等合計	-5,253
少数株主持分	1,942
純資産の部合計	16,818
修正：	
繰延税金資産計上否認	-11,062
未認識数理差異負債計上	-2,644
変動利付国債評価損計上	-4,102
修正合計	-17,808
修正後純資産額	-990

北都銀行は平成21年3月期にまともな決算を行えば9億9千万円の連結債務超過だったのである。したがって、平成21年3月期のTier 1比率は次のように再計算される。

(百万円)

銀行計上自己資本基本的項目(Tier 1)	20,396
修正項目：	
(1)税効果資産	-11,062
(2)未認識退職給付債務数理差異	-2,644
(3)未計上変動利付国債時価評価損	-4,102
修正額合計	-17,808
修正後基本的項目(Tier 1)	2,588
リスク・アセット等	416,649
修正後 Tier1比率	0.6%

北都銀行の適正な決算に基づく平成21年3月期のTier 1比率は0.6%に過ぎず、国内業務に特化する銀行の自己資本規制値4%をはるかに下回っている。さらに2009年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表した金融危機後の新自己資本規制案では、優先株がTier 1から排除されているので、25億円しかない修正後Tier 1から荘内銀行割当優先株99億円が控除され、北都銀行の新Tier 1比率はマイナスとなる。

北都銀行は、かくも危険な平成21年3月期決算に基づき公的資金投入の申請を行い、整理回収機構は本年3月に100億円の公的資金を投入した。北都銀行による公的資金投入の申請は虚偽申請であり、100億円の公的資金は直ちに返還されなくてはならない。もとよりこの公的資金投入の大義名分として、公的資金が秋田県下の中小企業融資に廻され

る計画が立てられているが、この計画自体、その実現は不可能に近い。なぜなら、本年8月23日に、金利の跳ね上がる例の劣後債120億円を償還しなくてはならないからである。今回投入された100億円の公的資金以外に、120億円もの金が北都銀行のどこにあると言うのか？

既に北都銀行は荘内銀行との経営統合を経てフィデアホールディングスの子会社となり、フィデアは5月14日に平成22年3月期の決算短針を公表した。フィデアは上場会社なので、北都銀行の決算は、金融商品取引法に基づく新日本監査法人の会計監査を初めて受けることになる。あのインチクくさい平成21年3月期決算は、金融商品取引法監査を受けていないのである。

決算短針によれば、北都銀行の平成22年3月期決算は経常利益16億円、当期純利益10億円が報告されており、個別貸借対照表には繰延税金資産が84億円計上されている。変動利付国債の評価損47億円は引続き未計上で、未認識の数理差異は開示されていない。これら疑惑の会計処理に、今回初めて新日本監査法人の監査の目が入る。新日本監査法人の責任はまことに重いと言わなくてはならない。

2010年5月24日

公認会計士 細野祐二